

報告第21号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月21日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成30年12月10日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方 那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎7階、8階
南部土木事務所
- 3 事故の概要 平成30年7月28日（土）午前9時50分頃、県道240号線と与那原方面から大名給油所向けに直進し、かなや食品前の駐車場を利用してUターンを行おうとした際に、マイクロバスの左側面の中央付近とガードレールが接触、破損させた。
- 4 損害賠償額 256,165円